

## 公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会情報公開規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及び定款に定めるところにより、公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会（以下「本協議会」という。）が保有する情報の一層の公開を促進し、もって本協議会の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の本協議会に対する理解と信頼を深め、本協議会の公正で透明性のある運営の確保と県民参加による業務の一層の推進を図ることを目的とする。

### (本協議会の責務)

第2条 会長は、この規程の解釈及び運用にあたっては、個人に関する情報が保護されるように最大限の配慮を行うものとする。

### (利用者の責務)

第3条 この規程に定めるところにより、情報を閲覧又は謄写した者は、これによって得た情報を本来の目的以外に利用してはならない。

### (情報公開の対象等)

第4条 本協議会において情報公開の対象とする資料は、次の各号に掲げるものとし、情報公開に係る資料の閲覧場所に常時備え置くものとする。

- 一 定款
- 二 役員名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿）
- 三 会員名簿
- 四 事業計画書
- 五 収支予算書
- 六 貸借対照表
- 七 正味財産増減計算書
- 八 事業報告書
- 九 附属明細書
- 十 監査報告
- 十一 財産目録
- 十二 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 十三 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 十四 特定費用準備資金算定根拠
- 十五 特定財産の取得、寄附等による受入財産、資金の明細

(閲覧の場所及び日時)

第5条 本協議会の公開する情報の閲覧場所は事務局並びにホームページとする。

2 事務局での閲覧日は、通常勤務の開所日とし、閲覧時間は午前9時から午後4時までとする。

(公開対象者)

第6条 第4条に掲げる公開対象資料は、一般の閲覧に供するものとする。この場合において、正当な理由がないときは、閲覧の請求を拒むことができない。

(閲覧の申請方法)

第7条 本協議会の公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧申請書(別記第1号様式)に必要な事項を記載のうえ、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の閲覧申請書を受理したときは、担当者において閲覧受付簿(別記第2号様式)に必要な事項を記載しなければならない。

3 閲覧者から閲覧している資料について説明を求められたときは、事務局長又は事務局長から指示を受けた者が説明し、その経過を質疑応答記録簿(別記第3号様式)に記載しておかなければならない。

(部分公開)

第8条 第4条第2号の資料は、第6条の規定にかかわらず、本協議会の会員以外の者から閲覧の請求があった場合には、これらに記載され、又は記載された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除いて閲覧させることができる。

2 第4条第3号の資料は、担当地区内の住民に限り閲覧させることができる。

(費用負担)

第9条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。ただし、謄写の場合は実費負担とする。

(電磁的記録)

第10条 公開対象資料が電磁的記録をもって作成されている場合の閲覧請求等については、法令の定めるところによる。

(委任)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

別記第1号様式

閲覧申請書

平成 年 月 日

公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会会長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

1 閲覧の目的

2 閲覧希望資料（該当するものを○で囲んでください。）

- ① 定款            ② 役員名簿      ③ 会員名簿            ④ 事業計画書
- ⑤ 収支予算書   ⑥ 貸借対照表   ⑦ 正味財産増減計算書   ⑧ 事業報告書
- ⑨ 附属明細書   ⑩ 監査報告書   ⑪ 財産目録
- ⑫ 運営組織及び事業活動の状況の概要等
- ⑬ 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ⑭ 特定費用準備資金算定根拠
- ⑮ その他（ \_\_\_\_\_ ）



